

4-1 自主防災組織

危機管理課
25-3326

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の皆さんが自主的に助け合って、防災活動を行う組織のことをいいます。

災害から人々の生命・身体・財産を守るためには、地域の皆さんのまとまった力が必要です。まとまった力は自然にできあがるものではなく、地域の皆さんの意志と意気込みと協力で作られるものです。いざというときの心構えとともに、近所の人たちと助け合い、地域のきずなを深め「自分たちのまちは自分たちで守ろう！」という地域の防災活動を効果的に行うための組織です。

2 自主防災組織を結成するには

自主防災組織を結成するには、次の2つの結成方法があります。1つは、町内会や自治会など既存の組織を活用して結成する方法です。もう1つは既存の組織と関係なく、新たにメンバーを集めて結成する方法があります。呉市では、自治会がしっかりと機能しているため、自治会を母体として結成していただくことを推奨しています。また、複数の自治会が合同で結成していただくことも可能です。

3 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、平常時には、防災知識の普及及び啓発、防災訓練、防災資器材の備蓄や点検、避難経路の確認、地域内の「要配慮者」や「避難行動要支援者」の把握、危険箇所の把握などの活動に取り組みます。また、地域住民と共同して地区防災計画の策定を図ることなどにも期待が寄せられています。

災害時には、情報収集、初期消火、住民に対しての避難の呼びかけや避難誘導のほか、避難所の運営に携わるなど、自主防災組織の皆さんが協力して活動します。

今後も、地域の実情に応じて取組を展開し、災害へ備えることが非常に重要です。

4 自主防災組織に対する支援

自主防災組織の結成や活動に対し、次のような支援制度を設けています。

(1) 自主防災組織が行う防災研修会や訓練などへの支援、相談、アドバイス

(2) 補助金の交付

ア 防災器材等購入助成金：1年度当たり防災器材購入及び訓練1回以上

・結成年度：防災器材等購入費の全額（ただし5万円を限度）

・3か年度に一度：防災器材等購入費の3分の2（ただし4万円を限度）

イ 防災訓練助成金：1年度当たり訓練1回以上に対し2万円

（別途要綱、申請書類、リーフレット等有）

4-2 呉市防災リーダー

危機管理課
25-3326

1 呉市防災リーダーとは

呉市防災リーダーとは、防災に関する知識・技術を備え、災害が発生した時に、地域住民の避難誘導等を行うなど、自主防災活動の中心となる人です。

2 呉市防災リーダーになるためには

次のいずれかの要件を満たした者のうち、申請があった方を呉市長が認定します。

- (1) 市が実施する防災リーダー養成講習を修了した者
- (2) 広島県が実施する「ひろしま防災リーダー養成講座」を修了した者
- (3) 特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士として認証状を交付されている者
- (4) その他、前各号に規定する者と同等以上の知識又は実績があると認める者

3 呉市防災リーダーの役割とは

(1) 平常時

- ア 自主防災組織の活動計画の作成，地区防災計画の策定支援
- イ 防災訓練や防災研修などの企画，調整及び実施等
(訓練・研修会の例)
 - ・まち歩き
 - ・防災マップ作り
 - ・防災勉強会

(2) 災害発生時

- ア 避難の呼びかけ，避難誘導，安否確認
- イ 情報収集・伝達
- ウ 救護活動
- エ 避難所の運営等

4 呉市防災リーダーに対する支援

呉市防災リーダーが、防災に関する知識及び技能を向上できるよう、防災に関する情報を提供するとともに、定期的に講習会や研修会を実施します。

また、自主防災組織の活動計画の作成や訓練等の企画について、他の自主防災組織の取組事例等の情報提供を行うほか、相談の受付やアドバイスを行います。

4-3 呉市公衆衛生推進協議会

地域協働課
25-3223

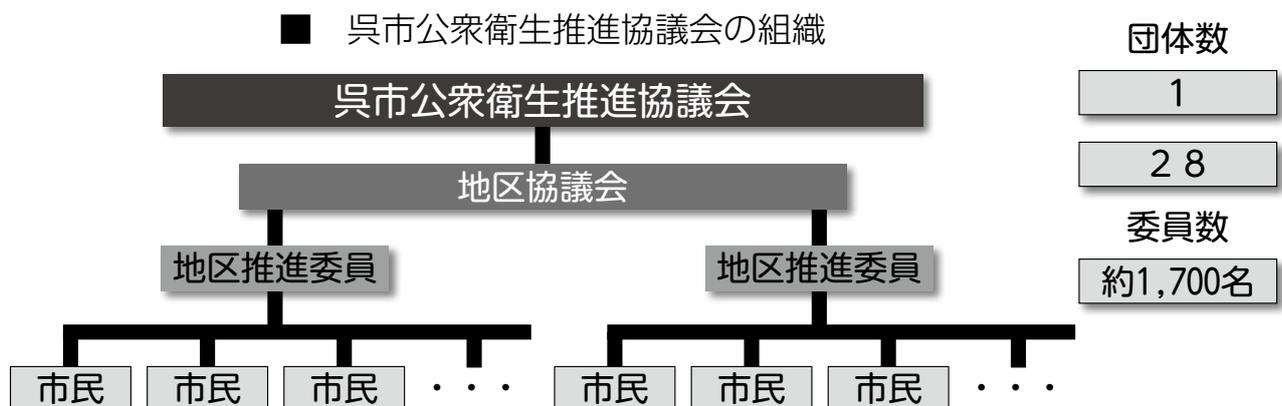
【公衆衛生推進協議会】

公衆衛生推進協議会（略称「公衛協」）は、「環境」と「健康」をコミュニティで守るために組織された任意団体です。

呉市公衆衛生推進協議会においては、地区自治会連合会の区域を単位として地区協議会を、地区協議会は、地区推進委員（公衆衛生推進委員）をもって組織しています。地区推進委員（公衆衛生推進委員）は、自治会単位から委員を選出し構成しています。

【公衆衛生推進委員】

公衆衛生推進委員とは、地区衛生組織活動の推進役・世話役となるリーダーのことです。呉市公衆衛生推進協議会においては、各自治会長1名と自治会長が推薦するもの1名の計2名、また、100世帯を超える自治会においては、50世帯ごとに更に1名を追加して自治会長が推薦するものを目安としています。



【事業内容】

市民の公衆衛生及び環境保全の思想の普及を図り、生活環境及び福祉の向上を図るために、呉市公衆衛生推進協議会では、以下のような事業を行っています。

● 主な活動内容

- ◇ 会議の開催
- ◇ 公衆衛生大会の開催
- ◇ 公衆衛生推進委員研修
- ◇ 地区協議会活動の助成
- ◇ 献血運動の推進
- ◇ 環境・健康づくり事業
- ◇ 呉市環境・健康募金

■ 会の沿革

昭和32年	● 呉市公衆衛生推進協議会が発足（20地区） 呉市自治会連合会と一体となった活動を行う
平成15年	● 下蒲刈町と合併（21地区）
平成16年	● 川尻町と合併（22地区）
平成17年	● 音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併（28地区となる）

呉市公衆衛生推進協議会のホームページ：<https://kureshikoueikyousakura.ne.jp/>

4-4 呉市女性連合会

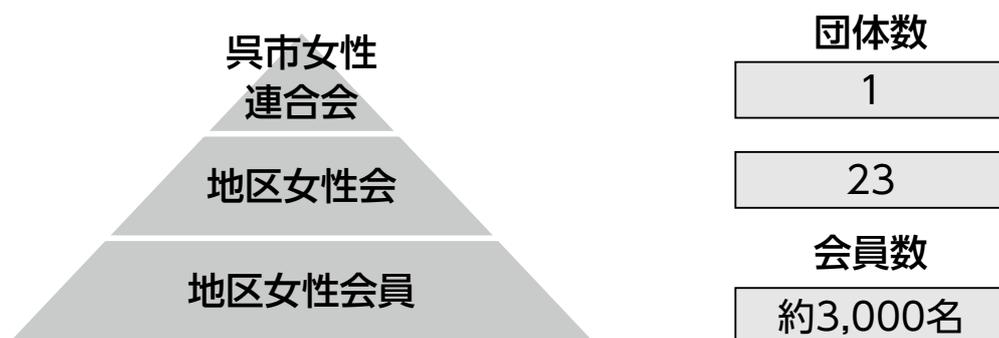
地域協働課
25-3221

【呉市女性連合会】

呉市女性連合会（略称「女性会」）は、呉市内の女性団体が互いに連帯を深め団結することにより、人権尊重の精神を基底とした平和で豊かな社会の実現、女性の地位向上、青少年の健全育成、高齢者の社会参加、地域社会の福祉増進等に努め、だれもが住みやすく住んでみたいと思うまちづくりに寄与することを目的として組織された任意団体です。

この目的に賛同する市内の女性団体による連合組織（地区女性会23団体）をもって構成しています。

■ 呉市女性連合会の組織



【事業内容】

女性の地位向上など、当連合会の理念に基づき、主に以下のような事業を行っています。また、公衆衛生推進協議会と連携し、献血運動への協力や、清掃キャンペーンなどを実施しています。

呉市赤十字奉仕団としての活動もしており、日本赤十字社活動資金の募集や、防災・救急に関する講習会災害被災者への支援活動などを行っています。

● 主な活動内容

- ◇ 会議の開催
- ◇ 教育フォーラムの開催
- ◇ ふれあいバザー
- ◇ 桜の植樹活動
- ◇ 年末愛の運動（募金・清掃・お米の配布）
- ◇ 広報誌作成

■ 会の沿革

昭和23年	●呉市女性連合会が発足（5地区）
平成15年	●下蒲刈町と合併（25地区）
平成16年	●川尻町と合併（26地区）
平成17年	●音戸町, 倉橋町, 蒲刈町, 安浦町, 豊浜町, 豊浜と合併
令和5年	●現在は, 23地区で運営

4-5 防犯・交通安全対策

地域協働課
25-3221

1 防犯対策

近年、オレオレ詐欺などの特殊犯罪が増加していますが、空き巣や車上狙い、自転車盗など日常生活の身近なところで、誰もが被害者になりうる犯罪も毎年、市内各所で発生しています。

犯罪者は人間関係が希薄な街を好みます。犯罪の起こりにくい安全な街にするには、同じ地域に住む人々が力を合わせて連携、協力し、防犯に取り組むことが大切です。

○あいさつ運動

犯罪者は、あいさつや声かけで目撃されることを嫌がります。地域でのあいさつ運動で、住民同士のコミュニケーションを大切にし、みんなで地域を守りましょう。

○防犯パトロール

防犯パトロールは、犯罪者をつかまえるのではなく、犯罪者に犯罪機会を与えないということが目的です。また、地域の住民に対する防犯意識の啓発、登下校時間帯のパトロールでは、子どもたちへの声かけにより世代間の交流も図ることが出来ます。

2 交通安全対策

○交通安全活動

地域での交通安全活動は、主に各自治会から推薦された交通安全推進委員のみなさんにより行われています。

《主な活動》

- ①交通安全日（1の付く日、土・日・祝日は翌登校日）の早朝街頭指導
- ②四季の交通安全運動期間中における街頭キャンペーン
- ③交通安全大会、交通安全研修会の開催や交通安全標語の募集等

○施設整備等

交通安全に関する要望等は、その場所、要望内容によって所管する機関や部署が異なってきます。ご不明なことがありましたら、ご相談ください。



4-6 交通安全推進委員の推薦

地域協働課
25-3221

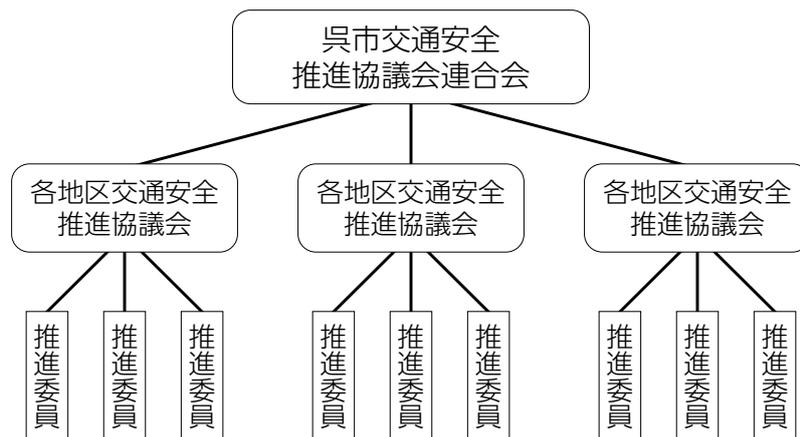
1 交通安全推進委員とは

交通安全推進委員とは、交通安全推進者としての自覚と責任を持ち、交通安全日での街頭指導を始め、交通安全運動キャンペーンの実施等、地域での交通安全活動に率先して携わっていただく方です。

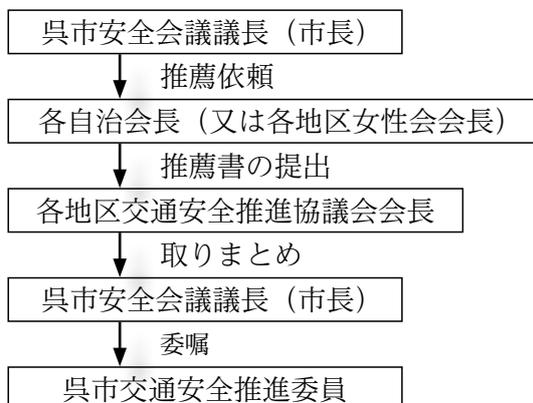
2 交通安全の活動組織

交通安全の活動組織として、各地区に交通安全推進協議会があり、そのメンバーが交通安全推進委員となります。

また、各地区交通安全推進協議会が集まった組織が呉市交通安全推進協議会連合会（事務局：地域協働課）であり、交通安全推進事業を企画・運営しています。



3 推進委員の推薦から委嘱までの流れ



※ 推進委員の任期は2年です。
途中で委嘱された場合の任期は、その残任期間となります。

4 交通安全協力員

各地域で、交通安全推進委員とともに早朝街頭指導等の活動に協力していただいております。主に学校、保育所、幼稚園、PTA、子ども会、地元企業等の団体です。

4-7 呉市市民公益活動保険制度

地域協働課
25-3223

呉市市民公益活動保険制度は、呉市内で主に活動を行っている市民公益活動団体及びその団体に活動を行っているみなさんが、安心して活動に参加できるよう、市が保険料を負担し、活動を行うみなさんが保険の対象となる制度です。

市民公益活動中に事故にあわれた場合、地域協働課又はお近くの市民センターへお問い合わせください。

1 対象となる人

呉市市民公益活動団体登録をしている団体等及びその団体に活動をしている人（団体の指導者・スタッフ、または奉仕性のある活動を直接的に実践する従事者のこと）

※ 自治会主催の運動会や祭などの一般参加者は対象となりません。一般参加者の補償には、各種団体においてイベント保険に加入されておくと安心です。

なお自治会については、「呉市自治会連合会」として呉市市民公益活動団体に登録していますので、自治会が行う市民公益活動も、この保険の対象となります。

2 対象となる活動

市民公益活動団体等が行う市民公益活動が対象となります。

市民公益活動とは…

- (1) 自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動
- (2) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動
※ 団体のメンバー同士の懇親会等は対象になりません。
- (3) 政治や宗教を目的としない活動

ただし、次のような活動はこの保険制度の対象とはなりません。

- (1) 園児、児童又は生徒が行う園内行事又は学校行事
- (2) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時における活動
- (3) 森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うもの及びチェーンソーを使用する活動
- (4) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

【Q&A】

Q1 定例の福祉施設訪問のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒してけがをしました。この場合、対象となりますか？

A1 自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復中に活動者自身がけがをし、あらかじめその行動が予定されていたことが事業計画書や名簿などで明確に立証できる場合は、傷害補償の対象となります。※往復中に他人にけがをさせた場合は、賠償補償の対象とはなりませんので注意してください。

Q2 自治会主催の運動会で競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか？

A2 対象となりません。運動会での指導、準備、片付けなど運営のための活動は対象となりますが、スポーツ活動や文化活動での競技者、演技者、観覧者などは対象となりません。このようなイベントを行う際には、主催者において参加者の事故などが補償されるイベント保険に加入しておくことで安心です。

Q3 災害ボランティア活動は対象とならないのですか？

A3 災害時のボランティア活動は、避難所での炊き出し・連絡係など後方支援的な被災者支援活動は対象となりますが、災害現場における救助活動は対象となりません。

3 補償内容

(1) 賠償補償

市民公益活動団体等またはその団体で運営を行っている人の過失により、他人の身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負う場合に対象となります。

賠償の種類	内容	支払金額
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき限度額：5千万円 1事故につき限度額：1億円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき限度額：5千万円
保管物賠償	他人からの預り品や管理物に損害を与えたとき	1事故につき限度額：100万円

※ 保険期間中の限度額により、支払ができない場合もあります。

※ 対象とならない主な事故

- ・活動者の故意による事故
- ・交通事故など車両による事故
- ・地震や台風などの天災による事故
- ・親族に対する事故 など

(2) 傷害補償

市民公益活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡または負傷した場合に対象となります。

事故の種類	内容	支払金額
死亡	傷害事故を直接の原因として、当該事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	300万円
後遺障害	傷害事故を直接の原因として、当該事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき	9万円～300万円
入院・通院	傷害事故を直接の原因として、入院又は通院をして医師による治療を受けたとき (当該事故の日を含めて180日以内に限り。また、通院日数は90日を限度とします。)	1日につき 入院：3,000円 通院：2,000円

※ 対象とならない主な事故

- ・活動者の故意による事故
- ・活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故
- ・自覚症状しかないむちうち症や腰痛など
- ・地震や台風などの天災による事故
- ・脳疾患や疾病または心神喪失による事故（日射や熱射による熱中症は除く。）など

4 事故発生時の手続き

(1) 万が一事故が起こってしまった場合、団体の責任者は、すみやかに地域協働課又はお近くの市民センターに電話で事故内容をご連絡ください。

※ 損害賠償において当事者間で示談を行う場合は、必ず事前に相談してください。

(2) 電話連絡の後、所定の事故報告書などを提出していただき、事故内容が保険制度の要件を満たしているかどうかを審査します（事故発生日を含め原則30日以内に書類を提出してください。）。

(3) 審査の結果保険制度の要件を満たしていた場合、訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め30日以内に、補償金の請求に必要な書類を提出していただきます。

※ 制度が適用されない場合もあります。

4-8 人権相談、人権研修講師の派遣

人権・男女共同参画課
25-3476

1 人権擁護委員が面接で相談に応じています。

(1) 日時

第2火曜日（祝日、振替休日のときは翌日水曜日）10時～15時
予約は不要です。

上記の相談日以外については、職員が電話又は面接相談に応じています。
（8時30分から17時15分（祝日、土日を除く。））

(2) 問い合わせ

人権・男女共同参画課 電話 25-3476

2 すべての人が尊重される社会の実現をめざして実施する自治会などの人権研修へ講師を派遣します。

(1) 依頼方法

研修の日程、場所等が決まりましたら相談してください。

問い合わせ：人権・男女共同参画課 25-3465

(2) 内容

女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、同和問題、障がい者の人権など様々な人権課題を取り上げた人権研修に、人権・男女共同参画課職員または外部講師を派遣します。外部講師の謝金は、呉市が負担します。

4-9 AED（自動体外式除細動器）の貸出し

スポーツ振興課
25-3471

市民の体育・スポーツ大会等にAEDを貸し出します。

- 1 対象行事** 市民の体育・スポーツ大会等の公益を目的とする活動
- 2 貸出条件** 医師等の医療従事者又はAEDの使用に必要な講習（応急救護講習）を受けた者を配置すること
- 3 貸出期間** 5日以内
- 4 貸出場所** 呉市文化スポーツ部スポーツ振興課（呉市役所本庁8階）
- 5 申込手続** 自動体外式除細動器（AED）貸出申請書をスポーツ振興課へ提出

4-10 地域猫活動に対する支援

動物愛護センター
70-3711

のら猫問題（糞尿被害、ゴミ荒らし等）の対策の一つとして、自治会等が行う地域猫活動に対して支援をします。

のら猫に不妊去勢手術をして、新たに子猫が生まれないようにし、今いる猫の天寿を全うさせて猫の数を段階的に減らしていきます。

（不妊去勢手術の費用は、全額市が負担します。）

《支援の対象》

支援を承認された、地域に生息する飼い主のいない猫

《支援の流れ》

- 1 自治会内で地域猫活動を行う同意を取り、生息猫を調査、把握
- 2 自治会長から「地域猫活動の協力要請書」を提出
- 3 自治会長から「地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認申請書」を提出
- 4 提出書類を審査し、保健所長が支援を承認
- 5 地域猫活動を開始

《活動内容》

- 1 毎日、対象ののら猫に餌やり（管理された餌やり）
- 2 トイレの設置と毎日のトイレの管理
- 3 自治会等で対象ののら猫を保護し、指定の動物病院へ運び不妊去勢手術、耳のV字カットを実施し、元の場所に返す。
- 4 1と2の活動を毎日続けます。



4-11 犬猫等小動物の死体処理、し尿の収集、不法投棄

環境業務課・環境政策課
74-9100・25-3302

1 犬猫等小動物の死体は、一般廃棄物として収集・処理します。

(1) 受付等

月曜日から金曜日の午前中に、環境業務課及び各市民センターで電話受付し、午後から収集します。ダンボールや袋等に入れて最寄りのごみステーション又は通行に支障のない場所に出してください。（私有地内の小動物の死体は収集しません。）「土曜日・日曜日の収集は行いません。」

(2) 手数料

野良猫等については無料で収集しますが、飼養する犬猫等小動物については1体につき680円の収集運搬手数料が必要となります。収集の際に納付書をお渡ししますので、銀行等の指定金融機関等（下の表を参照）にてお支払いください。

指定金融機関：広島銀行

収納代理金融機関

三井住友銀行	中国銀行	山口銀行	伊予銀行
もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	朝銀西信用組合
広島市信用組合	広島県信用組合	信用組合広島商銀	中国労働金庫
ひろしま 農業協同組合	広島ゆたか 農業協同組合	広島県信用漁業 協同組合連合会	ゆうちょ銀行

※なお、小動物の死体発見場所が国道や県道の場合は、下記まで連絡してください。
国道（国道31号及び185号）：呉国道出張所（TEL73-4798）
県道（国道375号及び487号を含む。）：広島県西部建設事務所呉支所
（TEL22-5400）

2 し尿の収集

汲み取り型便槽のし尿は、一般廃棄物として処理しなくてはなりません。呉市が許可している一般廃棄物（液状）収集運搬業者に収集を依頼して適正に処理してください。

汲み取りの依頼先がわからない場合は環境業務課までお問い合わせください。

3 不法投棄

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により厳しい罰則が定められた犯罪です。

不法投棄を発見した時は、投棄者を調査するため、すみやかに最寄りの交番又は警察署、もしくは環境政策課までご連絡ください。

なお、不法投棄物の処分については、投棄者が不明の場合は土地の管理責任に基づき、原則、私有地の土地管理者が処理することになりますのでご理解願います。

4-12 リサイクル推進員の推薦

環境業務課
74-9100

資源物及び有害ごみの分別収集の円滑な推進を図るため、自治会長等に推薦いただいた方から市長が「呉市リサイクル推進員」を委嘱し、ご協力をお願いしています。市からは、委嘱状と腕章を配布させていただき、所属される自治会等に対して「呉市ごみステーション維持管理・リサイクル推進助成金」を交付して、地域の清掃保持に活用していただいています。

1 推薦方法

自治会長等地域の代表の方に、所定の推薦書により、おおむね50世帯もしくは単位自治会に1名の推薦をお願いします。

推薦書の提出は、各市民センター、本庁では環境政策課又は地域協働課を通じて、環境業務課までお願いします。

2 任期

原則として2年間

3 活動内容

資源物及び有害ごみの正しい出し方の普及、啓発や市と地元をつなぐパイプ役として活躍していただきます。

4-13 イノシシ被害防止について

農林水産課
25-3338

イノシシは田畑に進入し、農作物を根こそぎ食い荒らします。

特に土の中のものが好物なため、鼻で地面を掘り起こし、大きな穴をあけることがあります。

最近では、家庭から出るゴミなどを食べるため住宅地付近に現れ、昼夜を問わず人間と遭遇することも増えています。

イノシシ被害はもはや農家だけの問題ではありません。地域を挙げての取組が必要です。

◎寄せ付けないために

イノシシは笹ヤブや雑草が繁茂したところにじっと身を隠し、人目を避けて畑へ侵入する機会をうかがっています。畑の雑草や裏山を手入れせず放置しておく、そこがイノシシのすみかになってしまいます。まず、草刈りなどの管理を行い、こういった場所をなくすことが大切です。

イノシシは非常に嗅覚が鋭く、畑や家の外に放置された生ゴミなどのにおいにつられ住宅地付近に現れ、ゴミステーションへも出没しています。ゴミの出し方についても地域で工夫する必要があります。また、戸外の犬猫のエサをイノシシが食べに来ます。戸外でエサを与える時は、目の前で与え食べ残しは直ぐに片付けましょう。

◎イノシシに出会ったら

イノシシは本来おとなしい動物で、いきなり襲ってくることはまずありませんが、もしイノシシに出くわしたら、次のことに注意し、決して近寄らないでください。

- ◆大騒ぎをしたり、イノシシを攻撃したり、威嚇したりせず、刺激を与えないようにしてその場を離れてください。
- ◆犬の散歩中に出会ったら、できるだけ犬を遠ざけてください。
- ◆イノシシの親と子の間に入った場合や、手負いのイノシシに出会った場合は、道端に寄るなど、道をあけて逃がすようにしてください。
- ◆イノシシがよく出没する場所を通行するときは、声や音を出して人間の存在を知らせるようにしてください。

◎防護さく等の設置に係る資材費の補助

イノシシから農作物を守るためには、農地への侵入を完全に防ぐ必要があります。

市では、農地に設置する金網さくや電気さく、ネットさくなどの防護さく等の設置に係る資材費について補助を行っています。

※ 補助率は対象となる資材費の3分の1以内（上限：60,000円）

◎捕獲対策と諸注意

市ではこのイノシシ被害に対応するため、「呉市有害鳥獣捕獲班」を編成し、銃器やくくりわなにより捕獲に当たっています。

また被害地に捕獲柵や箱わなを設置しています。

ただし、これらのわなは大変危険ですので、わなやわなの設置を示す危険看板を見つけたときには、決して近寄らないようにしてください。飼い犬などの行動にも注意をお願いします。

◎個人でイノシシを捕獲するためには

イノシシの捕獲は、許可なく行うことはできません。

被害対策のため、わななどを使ってイノシシを捕獲するには、狩猟免許と市の許可が必要となります。

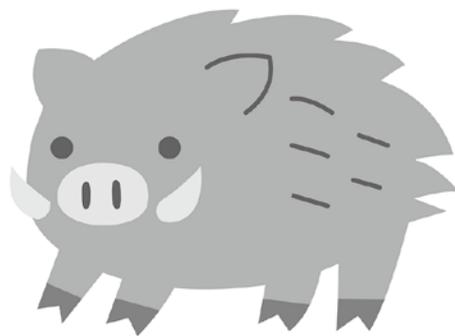
正しい手続きを経て、捕獲を行ってください。

◎狩猟免許試験及び更新手続きのお知らせ

7月～8月に県内各所で狩猟免許の試験が実施されます。

イノシシ被害防止のために狩猟免許（網・わな猟）の取得をおすすめします。

狩猟免許は3年ごとの更新となっています。



4-14 防火指導・訓練

西消防署 26-0335・東消防署 74-8906

1 防火指導・訓練の申請方法

訓練・講話等の内容の概略が決まったら、事前に自治会の地域を管轄する消防署、出張所へ連絡し、日時、場所、訓練内容などを調整してから「防災指導依頼書」を提出してください。

2 訓練内容

- (1) 消火器の使用方法
 - ア ABC粉末消火器による消火訓練
 - イ 訓練用の水消火器での取扱訓練
- (2) 天ぷら油火災実験と消火方法
- (3) 通報訓練
- (4) バケツリレーによる消火訓練
- (5) 搬送法

3 講話内容（防火ビデオ等を使用することもあります。）

- (1) 火災
- (2) 地震、津波
- (3) 水害
- (4) 住宅用火災警報器

4 その他

- (1) 訓練指導は、火災・救急等の災害に出動する隊員が実施します。
訓練時間に災害が発生すると、訓練等ができなくなる場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 防火指導と応急手当の講習とを組み合わせでの申請も可能です。



4-15 応急手当の講習

消防局 警防課
26-0313

家庭や職場でできる応急手当（心肺蘇生法や止血方法）を定期的に講習しています。病院に行くまでに応急手当をすることで病气やけがの悪化を防ぎ、「ついさっきまで元気になっていたのに突然、心臓や呼吸が止まってしまった。」という人を救うために、そばにいる人ができる救命処置を学びます。

1 講習種類

(1) 応急救護講習～講習時間：2時間程度

内容：心肺蘇生法（AED含む。）・異物除去・止血法などを目的に応じて選択する。修了証なし

(2) 普通救命講習～講習時間：3時間

内容：心肺蘇生法（AED含む。）・異物除去・止血法など
修了証あり

※ AED～自動体外式除細動器

2 講習開催日時及び開催場所（講習は無料）

(1) 応急救護講習～

毎月第1土曜日（西消防署），毎月第3土曜日（東消防署）：9時～11時

(2) 普通救命講習～

毎月第2土曜日（西消防署），毎月第4土曜日（東消防署）：9時～12時

3 申請方法

申請用紙に必要事項記載のうえ，開催日の1週間前までに西又は東消防署へ提出（受講人数によっては調整が必要となりますので事前に連絡してください。）



4-16 自治会と関わりの深い市の業務と担当課

業務内容	担当課	電話番号
【建設】		
農林道の維持管理	農林土木課	25-3314・3322
住居表示の実施及びその証明事務	都市計画課	25-3366
開発行為(宅地造成等)許可		25-3369
建築確認	建築指導課	25-3511
公園の管理	土木総務課	25-3668
市道・橋・河川・急傾斜地の維持管理	土木維持課	25-3352～3355
公園の整備・維持		25-3208・3209
街路樹木の管理		
道路の新設・改良	土木整備課	25-3344・3345
道路・公園照明施設の維持管理	呉市道路・公園照明管理センター	25-5678
下水道の維持管理	上下水道局下水建設課	25-3427
下水道の建設		25-3432
下水道の計画		25-3429
下水道使用料	上下水道局お客様サービスセンター	26-4040
【環境】		
資源の集団回収	環境政策課	25-3301
廃棄物の不法投棄監視		25-3302
公害の防止	環境試験センター	25-3551
浄化槽		
一時的多量ごみ(引っ越し等)の処理	クリーンセンターくれ 芸予環境衛生センター 環境施設課	74-9106 66-2548 74-9107
家庭ごみの収集	環境業務課	74-9100
ごみステーション新規設置・移動・廃止・補助金		
犬猫等小動物の死体処理		
し尿の収集		
ごみステーション管理・リサイクル推進助成金交付		

業 務 内 容	担 当 課	電 話 番 号
【環 境】		
リサイクル推進員の推薦	環境業務課	74-9100
ボランティア袋の回収（可燃・不燃）		
地域緑化推進事業助成制度	農林水産課	25-3317
危険な空き家の相談	住宅政策課	25-3514
町内清掃で発生した土砂（土のう袋）の処理	土木維持課	25-3352～3355
【福 祉】		
赤十字活動の推進	地域協働課	25-3221
民生委員・児童委員	福祉保健課	25-3265
戦没者遺族援護		
介護保険制度	介護保険課	25-3136
高齢者福祉・老人クラブ	高齢者支援課	25-3139
老人集会所		
障害者の福祉	障害福祉課	25-3135
児童・母子福祉	こども支援課	25-3173
保育所・認定こども園	こども施設課	25-3117・3371
【教 育】		
市民スポーツの振興	スポーツ振興課	25-3471
地域成人式（はたちの集い）	文化振興課	25-3461
青少年の健全育成		25-3472
子ども会の支援	こども支援課	25-3254
放課後児童会		

業 務 内 容	担 当 課	電 話 番 号
【その他】		
市政だよりの発行	秘書広報課	25-3236
自主防災組織・防災リーダー	危機管理課	25-3326
防犯・交通安全対策	地域協働課	25-3221
交通安全推進委員の推薦		25-3223
書類配布手数料の交付		
防犯設備電気料金の補助		
自治会集会所の新築・増改築・修繕などの補助		
屋外掲示板の新設・建て替え・修繕の補助		
LED防犯灯・防犯カメラ設置の補助		
公衆衛生推進委員の選出		
献血の推進		
市民協働の推進		
外国人住民相談	国際交流センター	25-5604
市民相談	市民相談室	25-3222
消費生活相談	消費生活センター	25-3218
人権研修の実施	人権・男女共同参画課	25-3465
特定健康診査・がん健診	福祉保健課	25-3103
健康相談・健康教育・乳幼児健診・ 母子健康手帳	地域保健課	25-3542
	西保健センター 東保健センター	71-9176
犬・猫・ペットの相談	動物愛護センター	70-3711
生活バスの運行	交通政策課	25-3239
救急医療	消防局	26-0119
市民講習（水防・震災講習等）	消防局	26-0325
防火指導・訓練	西消防署	26-0335
	東消防署	74-8906
救急講習	西消防署	26-0350
	東消防署	74-8905
道路上の水漏れなど	上下水道局管路管理課	26-1637
上下水道に関するご意見・ご相談	上下水道局お客様 サービスセンター	26-4040